

令和4年第1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年1月13日(木) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所庁舎 6階 6-1会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 酒井 勉 ・ 松野 芳正
野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均
館林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 古田 薫

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 真鍋 勇
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	伊佐治伸一
主査	吉村 雅子	主査	高橋 伸和
主査	中村 修	主事	井上 靖之
主事	宮田 直弥		

関係者

経済部農林課 主任 出口 大治

議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 4 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 5 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 6 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について
-
- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長

それでは、令和4年第1回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
議席番号7番野々村貢委員、議席番号8番福田正義委員の御両名様、よろしくお願ひいたします。
なお、本日は農地利用最適化推進委員の方々も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言いただきたいと思います。

議長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転8件、使用貸借による権利の設定が4件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第1号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番、常磐地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の拡大をする譲受人へ、畑を譲り渡すものです。
2番から4番の北長森地区の申請は、所有権の移転で、それぞれ田を交換して経営の合理化をするものでございます。
3ページをお願いします。
5番、北長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の拡大をする譲受人へ、田を譲り渡すものです。
6番、黒野地区の申請は、これも所有権の移転で、農業経営の拡大をする譲受人へ、田畑を譲り渡すものです。
7番、西郷地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営の拡大をする使用借人へ、田を貸し出すものです。
8番、市橋地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営の安定を図る使用借人へ、畑を貸し出すものです。
4ページをお願いします。

9番、10番の合渡地区の申請は、所有権の移転で、田を交換して経営の合理化をするものです。

11番、12番の柳津地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を拡大する使用借人へ、田を貸し出すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第1号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等につきまして、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番、常磐地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では一般野菜の栽培を行うとのことです。

受人は、地域の取り決めなども理解されており、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番から5番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

2番、3番、4番の申請は、それぞれの農地を交換するものです。

受人3名とも引き続き申請地で水稻の栽培を行うとのことです。

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では水稻の栽培を行うとのことです。

それぞれ、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

12月23日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では果樹及び一般野菜の栽培を行うとのことです。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地域の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、7番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

7番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。

12月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、借人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、ハウスでトウモロコシの栽培を行うとのことです。

借人はもともと地元の方で、地域の取り決めなども充分理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、市橋地区は事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

事務局から説明いたします。

8番の申請は、認定農業者として、農業経営の開始を希望している借人へ農地を貸し出すものです。

12月24日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、ハウスでいちごを栽培されるとのことです。

借人は、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、10番、合渡地区は、村木多蔵委員、お願いします。

村木委員

9番及び10番の申請は、お互いに農地を交換するものです。

9番の申請地では水稻を、10番の申請地では、野菜を栽培される予定です。

兩人共に、地元の取り決めも充分承知されておりますので、許可は問題ないと考えておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、11番、12番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

11番、12番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。

12月21日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人とともに現地立会いを行いました。

申請地では水稻の栽培を行うとのことでした。

借人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

議案 第1号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようなので、採決に入ります。

議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第2号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6ページの総括表をご覧ください。

今回は、3件、982平方メートルです。

7ページをご覧ください。

1番、芥見地区からの申請は、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

次の2番、網代地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、柳津地区の申請は、これも貸駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第2号について説明を受けました。

議案第2号について、何か御意見等ございましたら御発言願います

議長

それでは採決に入ります。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転7件、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第3号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9ページの総括表をご覧ください。

今回は、11件、合計12,720平方メートルです。

10ページをお願いします。

1番、黒野地区からの申請は、ガス供給設備に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、医療施設の駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので40ページに位置図を付けてごさいます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜市立芥見東小学校から西へ約800mほどに位置する農地です。

11ページをお願いします。

3番、芥見地区からの申請は、使用貸借の設定で、一般個人住宅に転用するものです。

先ほどの議案第2号1番の農地と一体利用するものであります。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

4番、合渡地区の申請は、賃借権の設定で福祉施設の駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので41ページに位置図を付けてごさいます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜市立合渡小学校から北西へ約1Kmほどに位置する農地です。

5番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

12ページをお願いします。

6番、三輪地区からの申請は、使用貸借の設定で、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

7番から13ページの11番の三輪地区からの申請は、所有権の移転により、公園敷地の一部とし、駐車場に転用する岐阜市の公園整備事業です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないため、許可し得るものです。

これも、大規模転用になりますので42ページに位置図を付けさせていただいております。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜市立三輪北小学校から北西へ約1 Kmほどに位置する農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第3号について説明を受けました。

2番、芥見地区、4番、合渡地区及び7番から11番、三輪山県地区の申請は、現地調査を行いました。

それでは、2番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

今回の申請は、医療施設の駐車場として設置するものです。

転用にあたり、12月20日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者代理人と共に現地調査を行い、申請地付近の農地、道路、水路について、影響がないか、計画図面を見ながら現地と照らし合わせました。

許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、合渡地区は、村木多蔵委員、お願いします。

村木委員

4番の申請は、駐車場の建設のために転用するものです。

12月20日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7番から11番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

今回の申請は、岐阜ファミリーパークの公園駐車場として敷地を拡大するものです。

転用にあたり、12月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地調査を行い、申請地付近の農地、水路について、造成の際に土砂の流出が無いように管理することを確認しており、許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

議案第3号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

議案第4号について説明いたします。

これは、農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

15ページの明細をご覧ください。

1番、芥見地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅へ転用するものとして、農地法第5条許可済みですが、目的を達成で

きず、申請者は貸資材置場として転用するものです。変更後の転用事業が、許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第4号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。
全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第5号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は4件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第5号について説明いたします。
17ページをお願いします。

今回は、4件提出されており、特例適用農地面積は、7,068平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分現地立会も含めて、調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第5号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第6号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について、令和3年12月16日付け、岐阜市経農第908-1号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

出口主任

それでは、議案第6号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、ご説明申し上げます。別冊の資料をご覧ください。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、基本構想とする。）」とは、今後10年間を見通した農業の基本的な方向性を明らかにするため、担い手の育成と担い手への利用集積の目標及び目標達成のための措置等の基本を示すものであります。

具体的には、目標を設定するための基本となる考え方、農業経営の規模、生産方式等に関する営農の類型ごとの指標、農用地の利用集積の目標などを定め、これにより、実現するための取るべき措置等を示しております。ここで示す指標は、認定農業者および認定新規就農者となるために必要な計画である農業経営改善計画および青年等就農計画の認定基準となるもので、効率的かつ安定的な農業経営を図り、農地集積するための基本的指標となるものであります。

今回の変更は、岐阜県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が、令和3年4月1日に変更されましたことに伴いまして、県の基本方針の内容に基づき変更するものであります。

基本構想の変更は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業委員会のご意見をお聞きした上で変更する必要があります。そのため今回の農業委員会総会に議案として提出させていただきました。

1ページの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更概要をご覧ください。変更の必要性については、先ほども申し上げましたが、「1変更の必要性」に記載してあるとおりとなっております。

また、構想の主な変更点については「2変更の概要」に記載のとおりでございます。

表の右側には、現在の基本構想の内容を、左側には、今回変更した内容を記載してあります。

繰り返しますが、基本的には、岐阜県の基本方針に準じた変更内容となっております。

それでは、主な変更の概要についてご説明いたします。

まずは、全体を通して、農地中間管理事業が農地利用集積円滑化団体を通じた農地の貸し借りの仕組みと統合一体化されたため、農地利用集積円滑化事業関連の表記を削除しております。また、機関名や補助金名は最新のものに変更しております。

第1 農業経営基盤の促進に関する目標「1 岐阜市の農業構造」の（3）経営規模及び農業所得について、2015 年農林業センサスの数値を 2020 年農林業センサスの数値に変更しております。

続きまして「2 今後の農業の方向」の（2）土地利用について、実質化した岐阜市人・農地プランに基づき、農地中管理事業を活用し担い手への農用地の集積・集約化を促進すると表記を変更しております。

続きまして「4 農業経営基盤強化促進にかかる体制」の（5）スマート農業や新規品目の導入、6 次産業化への取組支援について、スマート農業の表記を追記しております。

続きまして「5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」の（1）新規就農の状況について、数値を平成 20 年～令和 2 年度までの合算の数値に変更しました。

また、16 ページから 19 ページの第 2 の営農類型の表及び 21 ページから 24 ページの第 3 の営農類型の表を岐阜県の基本方針に準じて現状に合わせ一部修正しました。

続きまして「第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標」の現在と目標の数値を変更しました。

続きまして「第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項、第 6 農地利用集積円滑化事業に関する事項」につきましても、冒頭にも申しあげました通り、農地利用集積円滑化団体、農地利用集積円滑化事業の表記および事業内容を削除しております。

なお、資料の 5 ページ目以降に、基本構想（案）の全文をつけさせていただいておりますが、下線が引いてある部分が今回の変更箇所であります。

基本構想の変更に関する説明は以上となります。

最後に今後のスケジュールについてですが、この基本構想（案）につきましても、他にも「ぎふ農業協同組合」、「農業者」、「農業に関する団

体その他の関係者」に対し、変更に関する意見を聴取した上で、県知事へ最終協議し、同意を得た上で、基本構想の変更となります。

説明は以上となります。

議長

ただいま、議案第6号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第1号から第3号について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年12月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第1号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

20ページをお願いします。

今回の各地区別の届出は、38件、合計65,010.75平方メートルです。

続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

22ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、6件、合計5,202.29平方メートルです。

明細は、23、24ページです。

続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

26 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、45 件、合計 27,296 平方メートルです。

明細は、27 ページから 39 ページです。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 35 分閉会を宣す。